

大阪市告示第1429号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和7年10月24日

大阪市長 横山 英幸

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ニトリ平野店

大阪市平野区平野北二丁目95番14 外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ニトリ 代表取締役 似鳥 昭雄

北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ニトリ 代表取締役 似鳥 昭雄

北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

令和8年6月8日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

6,672.6㎡

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

① 駐車場の位置及び収容台数

位置	収容台数
敷地1階	159台

② 駐輪場の位置及び収容台数

位置	収容台数
店舗建物北西側	16台
店舗建物西側	144台 (うち原付 9 台)
合計	160台 (うち原付 9 台)

③ 荷さばき施設の位置及び面積

位置	面積
店舗建物 1 階南側	84㎡

④ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置	容量
店舗建物内 1 階南側 (一般廃棄物保管施設)	8.4 m ³
店舗建物内 1 階南側 (再生利用対象物保管施設)	26.1 m ³
合計	34.5 m ³

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社ニトリ	午前 9 時00分	午後 9 時00分

② 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	駐車可能時間
敷地 1 階	午前 8 時30分から午後 9 時30分

③ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場	出入口の数及び位置
敷地 1 階	出入口 1 箇所 (敷地北側)

	出入口 1 箇所（敷地西側）
合 計	2 箇所

④ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

位 置	荷さばき可能時間帯
店舗建物 1 階南側	午前 6 時 00 分から午後 9 時 00 分

2 届出年月日

令和 7 年 10 月 7 日

3 届出及び添付書類の縦覧

(1) 縦覧に供する場所

① 大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課

大阪市住之江区南港北二丁目 1 番 10 号 A T C ビル O' s 棟南館 4 階

② 平野区役所安全安心まちづくり課

大阪市平野区背戸口三丁目 8 番 19 号 平野区役所 2 階

(2) 期間

令和 7 年 10 月 24 日（金）から令和 8 年 2 月 24 日（火）まで（日曜日、土曜日及び祝日その他の大阪市の休日を除く。）

(3) 時間

午前 9 時 30 分から午後 5 時まで

4 大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定による意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和 8 年 2 月 24 日（火）

(2) 提出先

上記 3 (1)に同じ

（経済戦略局産業振興部産業振興課）